

(証券コード8912)
2022年9月8日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
株式会社エリアクエスト
代表取締役社長 清 原 雅 人

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2022年9月26日(月曜日)午後6時00分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月27日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
新宿アイランドタワー 20階 モバフ新宿アイランド
(末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第23期(2021年7月1日から2022年6月30日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期(2021年7月1日から2022年6月30日まで)
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年9月26日(月曜日)午後6時00分までに到着するようにご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、2頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2022年9月26日(月曜日)午後6時00分までに行使してください。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.area-quest.com>)において修正後の事項を掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net/> ウェブ行使

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2022年9月26日（月曜日）午後6時00分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
2022年9月17日（土曜日）午前5時00分～2022年9月20日（火曜日）午前5時00分の間はウェブサイトのメンテナンス作業のため取扱い休止となります。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)


- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土・日・休日を除く)

添付書類

事業報告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染者数が減少し、経済活動の正常化が進む中で、個人消費は持ち直しの動きが見られました。しかしながら、ウクライナ情勢や中国のゼロコロナ政策等により景気後退リスクが高まる中で、さらなるインフレ懸念が予想されるなど、先行き不透明感が強まっております。

当社顧客である店舗出店企業（物販・飲食業）におきましては、全国でまん延防止等重点措置解除から、行動制限のないゴールデンウィークとなり、家族客を中心として回復傾向になりました。一方、新型コロナウイルスについて、8月4日（木）、東京都で新たに3万5,339人、全国で23万8,735人の感染が発表されるなど、引続き不透明感が続いております。

このような環境下におきまして、感染抑制に努めながら、対面による営業を自粛し、電話及びメール・FAX・郵便を活用し、情報収集及び提案営業を行いました。

当社グループにおきまして、仲介関連事業は前年比減少しましたが、サブリース事業は前年比件数微増、粗利益3.7%増とすることができました。

当連結会計年度においては、人材採用及び販売促進費の拡大等、積極的な営業姿勢を続けてまいりました。景気や企業の出店意欲等に左右されない磐石なストック収入の基盤を創ることが、次期のさらなる業績向上につながると考えております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,181,747千円（前連結会計年度比1.8%の増加）、営業利益177,553千円（前連結会計年度比17.7%の減少）、経常利益173,022千円（前連結会計年度比19.7%の減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は103,623千円（前連結会計年度比26.6%の減少）となりました。

なお、事業別の売上高及び概況は次のとおりであります。

(単位：千円、%)

事業の種類別 セグメントの名称	期別	第23期 (2022年6月期)	
	第22期 (2021年6月期)	金額	金額
不動産ソリューション事業	2,142,816	2,181,747	101.8
テナント誘致事業	146,221	101,593	69.5
更新及び契約管理事業	64,573	66,521	103.0
ビル管理事業	1,932,021	2,013,633	104.2
計	2,142,816	2,181,747	101.8

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は156,826千円であります。主なものは、親会社のビル管理事業内に係る賃貸借物件の取得価額等であります。

③ 資金調達の状況

当期においては、主に物件購入を目的として、社債64,000千円を発行いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期	第20期 (2018年7月～ 2019年6月)	第21期 (2019年7月～ 2020年6月)	第22期 (2020年7月～ 2021年6月)	第23期 (2021年7月～ 2022年6月) 当連結会計年度
売 上 高 (千円)		2,511,249	2,166,441	2,142,816	2,181,747
経 常 利 益 (千円)		326,159	215,657	215,613	173,022
親会社株主に 帰属する (千円)		250,602	139,919	141,104	103,623
当期純利益					
1株当たり当期 純利益 (円)		11.83	6.91	6.97	5.14
総 資 産 (千円)		3,337,570	3,304,112	3,350,138	3,700,507
純 資 産 (千円)		1,518,190	1,361,991	1,452,353	1,658,164

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示し、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エリアクエスト 不動産コンサルティング	30,000千円	100%	更新及び契約管理事業、並びにビル管理事業
株式会社エリアクエスト 店 舗 & オ フ ィ ス	30,000千円	100%	テナント誘致事業、並びにビル管理事業内サブリース事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、次のような課題に取り組んでまいります。

① 顧客満足度の拡大

当社の経営理念で掲げているとおり、顧客への徹底サービスの提供を心がけ顧客満足度の向上を図ってまいります。

② 組織の構造改革

上記「顧客満足度の拡大」を図るためにも、改めて組織の構造改革を進め、さらに磐石な組織体制を創りあげてまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年6月30日現在）

当社グループの主要な事業は、事業用不動産のビル所有者又はビル経営者に対して、ビルの収益性を追求し資産価値を維持・向上させるためのサービスを提供し、同時に、事業用不動産を使用する借主に対して、日常的なファシリティ（施設）を効率よく運営するためのサービスを提供する不動産ソリューション事業であります。

(6) 主要な営業所（2022年6月30日現在）

会社名	名称	所在地
株式会社エリアクエスト	本社	東京都新宿区
株式会社エリアクエスト不動産コンサルティング	本社	東京都新宿区
株式会社エリアクエスト店舗&オフィス	本社	東京都新宿区

(7) 従業員の状況 (2022年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

人 数	前連結会計年度末比増減
42名	4名増

② 当社の従業員の状況

人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
14名	4名増	28.3歳	3.9年

(8) 主要な借入先 (2022年6月30日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	242,715千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	72,412千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 86,480,000株
- ② 発行済株式の総数 20,250,000株
- ③ 株主数 15,592名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
清 原 雅 人	7,723,100	39.3
鈴 木 洋	1,797,100	9.1
株式会社エリアクエスト	607,500	—
エリアクエストグループ従業員 持 株 会 社	304,800	1.6
上田八木短資株式会社	226,600	1.2
早 乙 女 修 司	211,500	1.1
大 場 健 一	196,800	1.0
石 原 勝	150,000	0.8
楽 天 証 券 株 式 会 社	144,300	0.7
関 口 さ つ き	143,200	0.7

（注）当社は自己株式を607,500株保有しております。また持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2022年6月30日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年6月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	清 原 雅 人	子会社(株)エリアクレスト不動産コンサルティング代表取締役 子会社(株)エリアクレスト店舗&オフィス代表取締役
取 締 役	鈴 木 洋	(株)バルテクノ代表取締役社長
取 締 役	清 原 元 輔	アビームコンサルティング(株)
常 勤 監 査 役	丸 山 秀 治	
監 査 役	水 上 孝 一	(株)ケイ・エム・シー代表取締役
監 査 役	小 川 洋	

- (注) 1. 取締役 鈴木洋氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 丸山秀治氏、水上孝一氏及び小川洋氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、監査役 水上孝一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

基本報酬の水準は、他社水準を参考として設定し、取締役の個人別の報酬等については、連結業績・役位・職責・在任期間・業績に対する貢献度等に応じて配分額を勘案して、取締役会にて決定するものとしております。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役 清原雅人に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、決議は取締役会で行うものとしております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	2名 (1名)	73,350千円 (1千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	7,830千円 (7,830千円)
計 (うち社外役員)	5名 (3名)	81,180千円 (7,830千円)

- (注) 1. 2020年9月25日開催の第21回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額80,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額25,000千円以内と決議しております。
2. 取締役の支給人員及び報酬等の額には、無報酬の取締役1名を含んでおりません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役鈴木 洋氏は、株式会社ベルテクノの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と株式会社ベルテクノの間には特別な関係はありません。
- ・監査役水上孝一氏は、株式会社ケイ・エム・シーの代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社ケイ・エム・シーの間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況 及 び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取 締 役	鈴 木 洋	当事業年度に開催された取締役会15回のうちすべてに出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性等を確保するための発言を適宜行っております。
常勤監査役	丸 山 秀 治	当事業年度に開催された取締役会15回のうちすべてに出席し、監査役会12回のうちすべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監 査 役	水 上 孝 一	当事業年度に開催された取締役会15回のうちすべてに出席し、監査役会12回のうちすべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監 査 役	小 川 洋	当事業年度に開催された取締役会15回のうちすべてに出席し、監査役会12回のうちすべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員とは、責任限定契約を締結しておりません。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。

なお、当該保険契約では、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等、一定の免責事由があり、また、補填する額について極度額を設けることにより、当該役員の職務の執行と適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,800千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	21,800千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

④ 非監査業務の内容

該当事業はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用
状況の概要は以下の通りであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンスについては、企業の社会的責任を果たすとともに、法令・定款を遵守し、企業倫理の確立と経営の健全化の確保に努めることを基本とする。
- ロ. 当社及び当社子会社における取締役及び使用人を含めた行動規範としてコンプライアンス体制に係る規程を定め、その周知徹底を図る。
- ハ. 内部監査室は当社及び当社子会社の職務執行の状況を監査し、改善指導を行うとともに、取締役及び監査役に報告する。
- ニ. コンプライアンスの観点から取締役及び使用人を対象とした「内部通報制度」を設置し、これに反する行為等を早期に発見し、是正に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理等に監視、マニュアルの整備及び研修を実施し、当社及び当社子会社全体のリスク管理体制を確立する。また、「お客様相談室」を通じてクレーム発生と対応状況を一元管理し、その内容を定期的に取締役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、当社及び当社子会社の業務担当取締役を中心に構成される経営会議及び取締役会を通じて、当社及び当社子会社の各取締役の業務執行の効率的運営と監視体制の整備を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社の内部監査を当社が直接的に行うことにより、内部統制の実効性を高める。また、グループ幹部会議を通じて当社及び当社子会社の幹部を直接的に育成し、法令遵守・リスク管理体制を構築する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - イ. 監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
 - ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人が他の部署の業務を兼務する場合には監査役の指揮命令を優先させる。
 - ハ. 配置された使用人の任命、評価及び異動等については、監査役会の意見を尊重する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令又は定款に違反する行為が行われ又は行われようとしていることを発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることができる。
 - ロ. 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役並びに使用人に周知徹底する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査役は、代表取締役、その他の取締役、会計監査人などと定期的に情報交換に努め、連携した当社及び当社子会社の監査の実効性を確保する。
 - ロ. 監査役は、その職務の執行に必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部の専門家等を利用することができ、当該職務の執行について生ずる費用は当社が負担する。
- ⑨ 反社会的勢力排除のための体制

当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保する体制をとるものとする。

⑩ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- イ. コンプライアンス規定に基づきコンプライアンス委員会を開催し、法令遵守について審議しております。
- ロ. 反社会的勢力排除に向けた対応については、弁護士等と連携し、徹底を図りました。
- ハ. リスク事象の把握とリスクの発生頻度及び重要度の検証を行い、解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図っております。
- ニ. 財務報告に係る内部統制の評価の基本計画書に基づき、決算財務プロセス、重要性の大きいプロセスの検討を実施しました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。当社は、連結業績に応じた積極的な利益還元を実施すべく努力しており、将来の事業展開のための再投資、財務基盤の強化に努めるなかで総合的に勘案して決定してまいります。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	632,037	流 動 負 債	542,744
現金及び預金	381,786	買掛金	9,880
売掛金	103,262	短期借入金	175,208
その他	146,989	1年内償還予定社債	41,300
固 定 資 産	3,059,501	1年内返済予定長期借入金	21,752
有 形 固 定 資 産	1,221,977	リース債務	13,854
建物	740,594	未払金	67,630
車両運搬具	4,612	未払法人税等	51,264
工具、器具及び備品	11,589	その他	161,853
土地	431,005	固 定 負 債	1,499,599
リース資産	34,175	社債	221,850
無 形 固 定 資 産	18,283	長期借入金	110,642
ソフトウェア	15,940	リース債務	22,713
電話加入権	2,342	長期預り保証金	1,065,662
投資その他の資産	1,819,239	繰延税金負債	11,523
投資有価証券	691,858	その他	67,208
長期貸付金	61,490	負 債 合 計	2,042,343
繰延税金資産	12,346	純 資 産 の 部	
長期前払費用	41,620	科 目	金 額
敷金及び保証金	804,649	株 主 資 本	1,623,521
保険積立金	69,654	資本金	991,100
会員権	52,904	資本剰余金	2,250
その他	94,043	利益剰余金	687,093
貸倒引当金	△9,328	自己株式	△56,922
繰 延 資 産	8,968	その他の包括利益累計額	34,642
社債発行費	8,968	その他有価証券評価差額金	34,642
資 産 合 計	3,700,507	純 資 産 合 計	1,658,164
		負債及び純資産合計	3,700,507

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,181,747
売上原価		1,588,718
売上総利益		593,029
販売費及び一般管理費		415,476
営業利益		177,553
営業外収益		
受取利息	54	
受取配当金	2,767	
未払配当金除斥益	528	
その他営業外収益	586	3,936
営業外費用		
支払利息	3,043	
支払手数料	4,340	
社債発行費償却	1,082	8,466
経常利益		173,022
特別利益		
投資有価証券売却益	13,281	
固定資産売却益	151	
預り保証金精算益	2,450	
その他特別利益	811	16,694
特別損失		
固定資産除却損	4,804	
投資有価証券売却損	6,616	
和解金	846	
保険売却損	7,354	
その他	581	20,202
税金等調整前当期純利益		169,515
法人税、住民税及び事業税	69,068	
法人税等調整額	△3,177	65,891
当期純利益		103,623
親会社株主に帰属する当期純利益		103,623

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 計	その他の包括利益 累計額 の 他 有 価 証 券 差 額	純 資 産 計
	資 本 金	資 余 金	利 余 金	益 余 金	自 己 株 式			
当 期 首 残 高	991,100	2,250	623,970	—	1,617,320	△164,966	1,452,353	
連結会計年度中の変動額								
親会社株主に帰属する 当期純利益			103,623		103,623		103,623	
剰余金の配当			△40,500		△40,500		△40,500	
自己株式の取得				△56,922	△56,922		△56,922	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						199,608	199,608	
連結会計年度中の変動額合計	—	—	63,123	△56,922	6,201	199,608	205,810	
当 期 末 残 高	991,100	2,250	687,093	△56,922	1,623,521	34,642	1,658,164	

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲等に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	株式会社エリアクエスト不動産コンサルティング 株式会社エリアクエスト店舗&オフィス

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～50年

工具、器具及び備品 3年～13年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用 定額法によっております。

④ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、いずれの事業においても対価は通常、履行義務の充足から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① ビル管理事業

ビル所有者との業務委託契約に基づき、不動産の管理・清掃・保守業務等の建物管理サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務はサービス提供につれて顧客に支配が移転するものであり、履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しております。

また、サブリース物件及び自社所有物件の賃借人との賃貸借契約に基づき、電気ガス等を提供する義務等を負っています。当該履行義務はサービス提供につれて顧客に支配が移転するものであり、履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しております。

工事を必要としているビル所有者を工事業者に紹介する取引に関しては、工事業者とビル所有者との請負契約が締結される一時点で履行義務が充足されるものであり、当該契約時点において収益を認識しております。

なお、サブリース物件及び自社所有物件の賃貸収入に関しては『リース取引に関する会計基準』（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等に基づき収益を認識しております。

② テナント誘致事業

ビル所有者との業務委託契約に基づき、テナントの募集に関する義務を負っております。また、出店希望者との業務委託契約に基づき、店舗候補物件の調査に関する履行義務を負っています。これらの履行義務はビル所有者と出店希望者との賃貸借契約が締結される一時点で充足されるものであり、当該契約時点において収益を認識しております。

③ 更新及び契約管理事業

ビル所有者との業務委託契約に基づき、テナントとの契約管理に関する義務を負っております。当該履行義務はビル所有者とテナントとの賃貸借契約の更新が行われる一時点で充足されるものであり、当該契約の更新時点において収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過
的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。またこの
適用の結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定
会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び
「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定め
る経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたっ
て適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損損失

① 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

減損損失 一千円

有形固定資産 1,221,977千円

無形固定資産 18,283千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位である資産グループとし
て、所有ビル、サブリースの各物件を識別しております。

資産グループごとに収益性の低下又は市場価額の著しい下落により減損の兆候の有無
を把握し、兆候が識別された物件に関して、当該資産グループから得られる割引前將
来キャッシュ・フローを見積り、当該見積り総額が帳簿価額を下回る場合に、その
「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、「回
収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識、回収可能
額まで帳簿価額を減額、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより物件の収益が悪化した場合、翌連
結会計年度において新たに減損の兆候が識別され、減損損失を計上する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 785,875千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産の内容及びその金額

建物	263,220千円
土地	296,334千円
計	559,554千円

担保に係る債務

短期借入金	175,208千円
1年内返済予定長期借入金	13,748千円
長期借入金	55,321千円
被保証債務(注)	238,350千円
計	482,627千円

(注) 被保証債務は、無担保社債の発行に際し、未償還社債に対して金融機関から保証を受けている額であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 20,250,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2021年9月28日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 40,500千円
- ・1株当たり配当額 2円
- ・基準日 2021年6月30日
- ・効力発生日 2021年9月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年9月27日 定時株主総会	普通株式	39,285千円	利益剰余金	2円	2022年6月30日	2022年9月28日

3. 連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については主に銀行等の金融機関借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの内規に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクや、発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直す体制としております。長期貸付金は主に建設協力金であり、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金は、主として本社の賃貸借契約に伴い支払った敷金及び子会社のビル管理事業内のサブリース事業に係る賃貸借契約に伴い支払った保証金からなり、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、オーナーと定期的に連絡を取り信用状況の把握に努めております。会員権は、会員権相場の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、日刊新聞又は会員権取扱店（インターネットサイトを含む。）等にて相場（時価）の把握を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。社債及び借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社債及び借入金の残高からして金利の変動により業績に与える影響は軽微であります。長期預り保証金は、子会社のビル管理事業内のサブリース事業に係る賃貸借契約に伴い預かった保証金です。これら営業債務、社債、借入金及び長期預り保証金等の金銭債務は流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない金融商品は含まれておりません。（注）2. 参照）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	672,676	672,676	—
(2) 長期貸付金 (1年内回収予定含む)	63,642	58,186	△5,456
(3) 敷金及び保証金	804,649	795,306	△9,343
(4) 会員権	22,474	17,150	△5,324
資産計	1,563,443	1,543,318	△20,124
(1) 社債 (1年内返済予定含む)	263,150	263,150	—
(2) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	132,394	132,894	500
(3) リース債務 (1年内返済予定含む)	36,567	36,571	4
(4) 長期預り保証金	1,065,662	1,053,287	△12,374
負債計	1,497,773	1,485,903	△11,870

（注）1. 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金及び短期借入金は短期間で決済され、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 市場価格のない金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等	19,182
会員権	30,430

これらについては、「(1)投資有価証券」及び「(4)会員権」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	381,786	—	—	—
売掛金	103,262	—	—	—
長期貸付金	2,152	6,334	12,603	42,552
合計	487,200	6,334	12,603	42,552

4. 社債、長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	41,300	41,300	41,300	34,100	21,300	83,850
長期借入金	21,752	16,008	16,008	16,008	16,008	46,610
リース債務	13,854	6,015	3,335	13,362	—	—
合計	76,906	63,323	60,643	63,470	37,308	130,460

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	672,676	—	—	672,676
資産計	672,676	—	—	672,676

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金（1年内回収予定含む）	—	58,186	—	58,186
敷金及び保証金	—	795,306	—	795,306
会員権	—	17,150	—	17,150
資産計	—	870,642	—	870,642
社債（1年内返済予定含む）	—	263,150	—	263,150
長期借入金（1年内返済予定含む）	—	132,894	—	132,894
リース債務（1年内返済予定含む）	—	36,571	—	36,571
長期預り保証金	—	1,053,287	—	1,053,287
負債計	—	1,485,903	—	1,485,903

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているためレベル1の時価に分類しております。

(2) 長期貸付金

元利金の合計額を国債の利回り等の適切な利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 敷金及び保証金

返済予定時期を合理的に見積もった上で、回収可能性を反映した受取見込額を、実質的な契約期間に対応する無リスクの利子率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 会員権

日刊新聞又は会員権取扱店（インターネットサイトを含む）等の相場価格を用いて評価しておりますが、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

負債

(1) 社債、長期借入金及びリース債務

これらは元利金の合計額を、同様の新規社債、新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算出しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 長期預り保証金

返還予定時期を合理的に見積もった上で、返還見込額を、実質的な契約期間に対応する無リスクの利子率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループにおいて、東京都その他の地域において、賃貸用のテナントビル（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）
691,340	1,097,381

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、適切な市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて、自社で計算した価額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

サービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

売上高	
ビル管理事業	313,003
テナント誘致事業	101,593
更新及び契約管理事業	66,521
顧客との契約から生じる収益	481,118
その他の収益（注）	1,700,629
外部顧客への売上高	2,181,747

- (注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

2. 収益を理解するための基本となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 84円41銭
2. 1株当たり当期純利益 5円14銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	196,229	流 動 負 債	335,794
現金及び預金	45,540	買掛金	52
売掛金	44,855	短期借入金	175,208
前払費用	17,347	1年内償還予定債	34,100
短期貸付金	71,188	1年内返済予定債	13,748
その他の流動資産	17,299	長期借入金	13,854
固 定 資 産	1,826,738	リース債務	36,108
有 形 固 定 資 産	734,624	未払金	42,839
建物	288,401	未払法人税等	5,192
車両運搬具	4,612	前受収益	14,691
工具、器具及び備品	11,155	その他	338,836
土地	396,279	社 債	204,250
リース資産	34,175	長期借入金	55,321
無 形 固 定 資 産	17,070	リース債務	22,713
ソフトウェア	15,940	長期未払金	5,150
電話加入権	1,129	長期預り保証金	39,426
投資その他の資産	1,075,042	繰延税金負債	11,523
投資有価証券	681,652	その他	452
関係会社株式	222,500	負 債 合 計	674,630
従業員に対する	4,400	純 資 産 の 部	
長期貸付金	1,020	科 目	金 額
長期前払費用	30,460	株 主 資 本	1,320,372
敷金及び保証金	52,904	資 本 金	991,100
会 員 権	47,935	資 本 剩 余 金	2,250
保 険 積 立 金	28,800	その他資本剰余金	2,250
そ の 他	5,369	利 益 剩 余 金	383,945
繰 延 資 産	8,045	利 益 準 備 金	8,100
社債発行費	8,045	その他利益剰余金	375,845
資 産 合 計	2,031,013	繰越利益剰余金	375,845
		自 己 株 式	△56,922
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	36,009
		その他有価証券評価差額金	36,009
		純 資 産 合 計	1,356,382
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,031,013

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		553,282
売 上 原 価		47,036
売 上 総 利 益		506,245
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		383,948
営 業 利 益		122,297
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,546	
受 取 配 当 金	2,767	
未 払 配 当 金 除 斥 益	528	
そ の 他 営 業 外 収 益	427	5,269
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,813	
支 払 手 数 料	4,177	
社 債 発 行 費 償 却	783	7,774
経 常 利 益		119,792
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	13,281	
固 定 資 産 売 却 益	151	13,433
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	6,616	
和 解 金	516	7,132
税 引 前 当 期 純 利 益		126,093
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	48,536	
法 人 税 等 調 整 額	△1,814	46,722
当 期 純 利 益		79,371

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本計
	資 本 金	資本剰余金		利 益 準備金	利益剰余金		利 益 剰余金 合計		
		その他 資本剰 余 金	資 本 剰余金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	991,100	2,250	2,250	4,050	341,023	345,073	—	1,338,423	
事業年度中の変動額									
当 期 純 利 益					79,371	79,371		79,371	
剰 余 金 の 配 当				4,050	△44,550	△40,500		△40,500	
自 己 株 式 の 取 得							△56,922	△56,922	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	4,050	34,821	38,871	△56,922	△18,051	
当 期 末 残 高	991,100	2,250	2,250	8,100	375,845	383,945	△56,922	1,320,372	

	評価・換算差 額等	純資産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△159,432	1,178,991
事業年度中の変動額		
当 期 純 利 益		79,371
剰 余 金 の 配 当		△40,500
自 己 株 式 の 取 得		△56,922
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	195,442	195,442
事業年度中の変動額合計	195,442	177,391
当 期 末 残 高	36,009	1,356,382

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ① 関係会社株式
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～50年
工具、器具及び備品	3年～13年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用 定額法によっております。

(4) リース資産 (所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。なお、いずれの事業においても対価は通常、履行義務の充足から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① ビル管理事業

サブリース物件及び自社所有物件の賃借人との賃貸借契約に基づき、電気ガス等を提供する義務等を負っています。当該履行義務はサービス提供につれて顧客に支配が移転するものであり、履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しております。

なお、サブリース物件及び自社所有物件の賃貸収入に関しては『リース取引に関する会計基準』(企業会計基準第13号 2007年3月30日)等に基づき収益を認識しております。

② 関係会社管理事業

関係会社との業務委託契約に基づき、経営指導及び業務管理に関する義務を負っており

ます。当該履行義務はサービス提供につれて顧客に支配が移転するものであり、履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。またこの適用の結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損損失

① 事業年度に係る計算書類に計上した金額

減損損失	一千円
有形固定資産	734,624千円
無形固定資産	17,070千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位である資産グループとして、所有ビル、サブリースの各物件を識別しております。

資産グループごとに収益性の低下又は市場価額の著しい下落により減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された物件に関して、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、当該見積り総額が帳簿価額を下回る場合に、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識、回収可能額まで帳簿価額を減額、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより物件の収益が悪化した場合、翌事業年度において新たに減損の兆候が識別され、減損損失を計上する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 438,669千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産の内容及びその金額

建物 263,220千円

土地 296,334千円

計 559,554千円

担保に係る債務

短期借入金 175,208千円

1年内返済予定長期借入金 13,748千円

長期借入金 55,321千円

被保証債務(注) 238,350千円

計 482,627千円

(注) 被保証債務は、無担保社債の発行に際し、未償還社債に対して金融機関から保証を受けている額であります。

3. 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権 130,451千円

長期金銭債務 19,977千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高 502,830千円

受取利息 1,500千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 607,500株

(注) 当事業年度において、取締役会決議による自己株式の取得により607,500株増加しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	3,577千円
関係会社株式評価損	79,011千円
会員権評価損	4,654千円
その他	5,971千円
繰延税金資産小計	93,215千円
評価性引当額	△88,842千円
繰延税金資産合計	4,373千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△15,896千円
繰延税金負債合計	△15,896千円
繰延税金負債の純額	△11,523千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の保有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
子会社	㈱エリアクエスト不動産コンサルティング	直接 100%	経営指導等	経営指導料等 (注) 2	180,000	売掛金	16,500
			運転資金の貸付	利息の受取 運転資金の貸付 (注) 4	90	—	—
				貸付金の回収	6,330	—	—
				貸付金の回収	6,330	短期貸付金	—
子会社	㈱ エリアクエスト店舗 & オフィス	直接 100%	経営指導等	経営指導料等 (注) 2	300,000	売掛金	27,500
			所有ビルの賃貸	所有ビルの賃貸 (注) 3	22,830	前受収益	2,092
				利息の受取 運転資金の貸付 (注) 4	1,410	—	—
			貸付金の回収	113,420	—	—	
				貸付金の回収	105,770	短期貸付金	70,850

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 経営指導料は、業務の内容を勘案して決定しております。

3. 所有ビルの賃貸料は、一般的な取引条件を勘案して決定しております。

4. 貸付は、市場金利を勘案して利息を合理的に決定しております。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	清原雅人	(被所有)直接38.1	当社代表取締役	銀行借入に対する債務被保証(注)	63,325	-	-

(注) 銀行借入に対して債務保証を受けています。なお、保証料の支払は行っておりません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基本となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 3. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 67円00銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 3円9銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月25日

株式会社エリアクエスト
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 野 村 聡
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 佐 伯 洋 介
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エリアクエストの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エリアクエスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年 8 月 25 日

株式会社エリアクエスト
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 野 村 聡
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 佐 伯 洋 介
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エリアクエストの2021年7月1日から2022年6月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月25日

株式会社エリアクエスト 監査役会

常勤監査役 丸 山 秀 治 ⑩

監 査 役 水 上 孝 一 ⑩

監 査 役 小 川 洋 ⑩

(注) 監査役 丸山秀治、水上孝一及び小川洋は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の投資等のための内部留保を勘案のうえ、連結業績に応じた積極的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当は、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株あたり金2円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は39,285,000円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年9月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更の部分を示しております。）

現行定款	変更案
第1条～第15条（条文省略）	第1条～第15条（現行のとおり）
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>	<削除>
第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	

現行定款	変更案
<p data-bbox="141 175 236 198"><新設></p> <p data-bbox="141 621 449 644">第17条～第43条（条文省略）</p> <p data-bbox="141 684 191 707">附則</p> <p data-bbox="141 748 236 771"><新設></p>	<p data-bbox="583 175 773 198"><u>（電子提供措置等）</u></p> <p data-bbox="572 205 978 356">第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="622 364 978 583">2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="572 621 928 644">第17条～第43条（現行のとおり）</p> <p data-bbox="572 684 622 707">附則</p> <p data-bbox="572 748 978 808"><u>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p data-bbox="572 816 978 990">1 <u>施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="572 997 978 1121">2 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。なお、本議案は監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
ささききみお 佐々木達雄 (1960年9月3日生)	2003年3月 ㈱エリアクエスト入社	—
	2018年9月 ㈱エリアクエスト不動産コンサルティング 取締役就任(現任)	
	2020年1月 ㈱エリアクエスト店舗&オフィス 監査役就任(現任)	

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

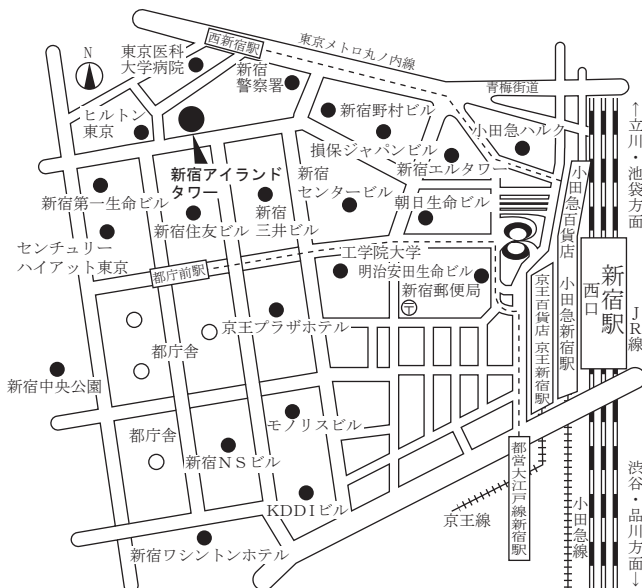
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は事業報告11頁のとおりです。候補者が監査役に就任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

第23回定時株主総会会場ご案内図

会 場：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

新宿アイランドタワー 20階 モバフ新宿アイランド



株主総会会場までの交通のご案内

- ◎新宿駅西口から徒歩約10分
- ◎東京メトロ丸ノ内線新宿駅から徒歩約30秒
- ◎都営地下鉄大江戸線都庁前駅から徒歩約8分

◎新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。